個人情報保護委員会（第370回）議事概要

１　日　時：令和８年10月１日（木）13:00～
２　場　所：個人情報保護委員会　委員会室
３　出席者：手塚委員長、清水委員、藤本委員、木田委員、藤村委員、
小笠原委員、宍戸委員、新保委員
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、津村審議官、
松谷総務課長、香月参事官、日置参事官、在津参事官、片岡参事官、
安蒜参事官
４　議事の概要
（１）議題１：個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律　政令・規則の整備に向けた基本的な考え方（案）について②（適正なデータ利活用の推進、リスクに適切に対応した規律②）

事務局から、資料に基づき説明を行った。

木田委員から「「統計作成等の特例」について、特に論点１、２を詰めていく中で留意していただきたい点を述べる。

要配慮個人情報の取扱いについて、必ずしも広く理解が浸透していないかもしれないと感じている。

今回、統計作成等の目的であれば、今後規則で定める厳格な条件の下では、公開済みの要配慮個人情報の取得や保有情報の第三者提供が、その転々とした流通は従来どおり禁止されるが、本人同意を経ずに可能になると思っている。

それは決して、利活用を優先して、要配慮に限らない個人情報、ひいては個人の権利利益の保護を緩めるものではないという点について、従来からの方策と今後定める条件により期待される効果を、分かりやすく様々なステークホルダーに説明して理解を得ていただくようお願いしたいと思う。

また、匿名化や仮名化という手段があるのに、今回の統計作成等の特例が必要なのかという意見もあるようであるが、統計作成という行為自体が、個人情報の個人識別性を排斥する、より高いレベルの保護であるという点についても、同様に理解を得ていただくようお願いしたい」旨の発言があった。

新保委員から「まず一つ目に「統計作成等の特例」について、本特例は本人同意という一回的な手続に代えて、情報の取得から消去に至る取扱いの全過程に義務を付加するものだが、基本的な考え方（案）において示された担保措置は、違反を防止する体制の要件化、統計情報等からの復元等の防止、不要となった情報の消去の要件化といったような内容を用いて、この過程全体への義務付加という制度趣旨を規則において具体化するものと言える。

あわせて、事業者が自ら公表した内容によって取扱いの範囲が画される仕組みである以上、公表は単なる透明性の措置にとどまらず、制度の実効性

を支える基盤であり、検索可能性、機械可読性や変更の追跡可能性を確保することが重要であると考えられる。

なお、本特例は非常に手続が複雑な点もあるため、解説をするに当たって、とりわけその表記については慎重に検討が必要である。

例えば、これまで第三者提供に係る規律は個人データが対象となってきたが、本特例によって個人データのみならず、個人情報、そして個人関連情報が対象となる。その範囲と表現の書き分けについては、「個人情報等」と表記すると現行法にも定義のある総称であるため、仮名加工情報、匿名加工情報まで対象に含むかのような過大表示となってしまうおそれがある。今回御提示いただいた資料においては、「個人データ等」と表記することで、これを避けつつ、対象範囲を一語で示す略称として、誤解が少なく分かりやすいと思われる。

もっとも、この「等」については、個人データに至らない個人情報を含む趣旨は表記自体からは自明ではないが、初出箇所である 15 ページに内訳の注記を一言付していただいているため、それによって本特例が第 27 条の内在的例外と誤って読まれるおそれや、散在する個人情報の看過を確実に防げるのではないかと考えられる。

つづいて、二つ目の「委託先における個人データ等の適正な取扱い」に関して、この制度の趣旨は、委託元が取扱いの方法を指示し、専ら委託元の責任において法の各規律が遵守された状況を確保できるのであれば、義務を委託元に一元化すれば足り、委託先への重複負荷を要しないという点にあると考えられる。

基本的な考え方（案）では、取扱いの方法の書面による特定と記録や、安全管理措置に関する情報の提供、漏えい等の報告などを契約事項とすることを示しているが、これらの事項を契約の内容として具体化することは、委託契約で一定の事項が定められており、委託を受けた業務の遂行に必要な範囲内において、委託契約の定めに従って個人情報等が取り扱われるときは、個人情報取扱事業者としての義務を原則として免除するという規定と整合的であると考えられる。

なお、この免除については、委託元による指示と把握が現に機能していることを前提とする制度であると考えられるので、取扱いの開始前に、委託元が委託先の取扱いの状況を継続的に把握できる手続を求めることが、規則の設定の要になると考えられる。

最後に、三つ目の「漏えい等報告・本人通知義務」に関して、漏えい等報告・本人通知に係る手続について、いわゆる低リスク事案に係る負担の合理化と、違法な第三者提供という高リスクの類型の報告対象化を併せて進める方法は、リスクに応じた規律の再配分として一貫していると思う。

それを受けて、この評価の基準については、漏えい事案に関する委員会の

横断的把握能力を損なわない範囲での負担軽減と、故意の類型の確実な捕捉との両立に留意して規則を定めていただきたい」旨の発言があった。

清水委員から「基本的な考え方（案）、お示しいただいた内容に特に異論はない。その上で、「統計作成等の特例」と、「委託先における個人データ等の適正な取扱い」に関して、２点ずつ意見を述べさせていただきたい。

まず「統計作成等の特例」について、両院の附帯決議に、統計作成等に係る事項の公表については本人が容易に知り得る状態に置かれるようにすること、また、漏えいや不適正な利用等による個人の権利利益の侵害が生じないように諸措置をとることが記載されている。

これらの趣旨を踏まえると、論点３の公表方法については、丁寧な公表が必要だと考える。第三者提供について 15 ページでお示しいただいたスキームを例に挙げると、提供元及び提供先双方に公表させること、かつ、委員会指定のウェブサイトで公表する方法は、本人のアクセスしやすさを考えると適切な方法だと考えるので、積極的に支持をしたいと考えている。

それから論点４の公表事項だが、データが使用される側である本人の懸念は大変理解できるものだと思う。これに関して、公表事項のうち「本人の権利行使のために必要な事項」として「苦情の申出先」等が記載されており、妥当と考えている。

さらに、これ以降の意見交換会等の場において、どのような事項を公表してもらうのが適切か、消費者団体及び事業者等の意見をよく聞いていただきたいと思う。

規則制定事項とは少し離れるが、今後の検討課題として私見を述べる。

当委員会に個人情報保護法相談ダイヤルという電話相談窓口があり、そこに寄せられる苦情の類型別件数を見ると、現状でも「開示等」のカテゴリー、これは開示・訂正等又は利用停止等を求めたものの、その後の対応状況や結果に納得ができないとの苦情等とされているが、こちらが民間・公的部門ともに数多く寄せられ、上位となっている。

苦情が寄せられた場合、大部分については相談者と事業者等との間で自主的な解決を促しているのが現状である。今後、統計作成等の特例の新設により、このような苦情等が増加することも想定される。今般の法改正では、本特例の枠組みで苦情や利用停止等請求が可能とされたが、併せて消費者と事業者間のコミュニケーションをより円滑にすることも必要と感じる。

宍戸委員に会長を務めていただいている「個人情報保護政策に関する懇談会」の令和７年度のテーマ、「個人・消費者から信頼を得るための事業者等の自主的取組」でも議論されたとおり、事業者等と個人・消費者との信頼の醸成には、歩み寄って意味のあるコミュニケーションができることが重要だと思われるため、民間においてこのような取組を検討することが望ましいと考える。

つぎに、「委託先における個人データ等の適正な取扱い」に関して２点述べる。

論点１について、最後に記載されている、「取扱いの方法」の項目についてどの程度の特定を求めるべきかという点については、42 ページで紹介されているＧＤＰＲの規定、これは本質的な手段と非本質的な手段をしゅん別する考え方だが、この考え方が参考になるのではないかと思う。

１点目の「対象となる個人情報等」及び２点目の「行われる処理の内容」は取扱いの方法の中核的要素とも言えるため、これらの特定を求めることは妥当と考える。その特定の程度としては、これらが客観的に特定できる程度に定められる必要があるのではないかと考える。

一方で、それ以外の重要性の低い、ソフトウェアあるいはハードウェアの選択や、具体的な安全管理措置の手段など、極めて実務的な内容のものについては、受託者の裁量を認めるべきと考える。

それから論点３の、その他契約において定める事項の「委託を受ける業務の内容」について、今般新設された第 30 条の３の条文で、委託先は「当該委託を受けた業務の遂行に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない」とされたように、前提として、委託先は個人情報等を委託された業務の範囲内だけで使うことが求められている。

そのために、委託元の責任において法の規律遵守を確保するために必要な事項として、改めて委託を受ける業務の内容をここで明確にしておくことは妥当と考える」旨の発言があった。

宍戸委員から「私からも、「統計作成等の特例」について質問と意見を申し上げる。

質問は、論点２に関わるところである。全体として、今回事務局に整理していただいた考え方は妥当であると思っている。ただ、論点１、２を通じて、規則で定めるべきものとして、統計作成等という行為の中身、実質に対する評価というよりは、手続、プロセスに着目して、こういった行為はよろしくない、ということで除外を行うという方向性ではないかと受け止めた。

今回の改正の法案段階で、例えば、極端な過学習が生じ、特定の個人情報を高い確率で出力する状況に至るようなＡＩモデルの作成が、統計作成等の要件を満たさないのではないかといったことが議論されることがあった。この観点から見ると、今述べたような、特定の個人情報を高い確度で出力するようなＡＩモデルの作成は、「個人の権利利益を害するおそれが少ないもの」として規則で定めるところで除外するのではなくて、そもそも法の定める統計作成等の定義に当たらないという整理を行っていくという方向性なのか、必ずそうかということではなくて、概念整理として、定義の問題として考えるのか、規則事項で除外するという方向になるのか、この辺りについて現状の事務局の考え方を御説明いただきたい」旨の発言があった。

これに対し、小川審議官から「御指摘のとおりで、定義そのものにおいて、過学習等で特定の個人の情報が出ていきやすいものは定義に該当しない可能性が高いということかと思っている。

いずれにしても、その内容については今後検討し、ガイドライン等でも明確化を図っていきたいと考える」旨の発言があった。

さらに、宍戸委員から「まさに内容の細部についてはこれから御検討いただくところだと思うが、問題のある行為を、個人の権利利益との関係で問題のある取扱いとして規則で除外する部分と、そもそも定義で除外する部分が、今回両方あり、全体として、この法律、それから政令、規則、ガイドラインで示されたときに、何が統計作成等として許され、何が統計作成等として許されないのか、その全体が漏れなく、過不足なく明確になるよう、この後の作業を進めていただければと思うし、ステークホルダーとの対話を重ねていくことが必要ではないかと考えた。これが意見の１点目である。

意見の２点目だが、論点１、２において提起されているような内容を規則で定めるとしたときに、例えば論点４にある、事業者の方々の公表すべき事項として、規則で定められている、これはやってはいけないとされている事項について、私たち事業者はそれはやっていない、という言わば宣言的な公表ということを取り込むこともあり得るのではないかと思われた。

統計作成等の特例等に違反した場合においては、場合によっては課徴金納付命令の対象ともなり得ることからすると、言わば、事業者の方で間違いをしていないということを内部的にガバナンスによって確認するという意味でも、今述べたような確認的・宣言的な公表事項を定めることが、もしかするとあり得るかもしれないと思う。

もちろん、あまり公表事項をいたずらに増やしていくことになると事業者の方々の負担になるが、例えばそういったアイデアについても、事業者それから消費者の方々との御議論の中で、感触を探っていっていただくといいと思う。

さらに、今般規則で定める事項を超えて申し上げると、事業者の方々が自ら統計作成等の特例等について公表するということも必要であるが、場合によっては、認定個人情報保護団体の制度を活用して、分かりやすく、ある事業分野について、統計作成等の特例等がどういう形で使われているか、使われていないのかが一元的に把握されて公表されることもあり得るのかなと思われた。これは規則で定める事項というよりは、ガイドラインやベストプラクティス等の話でもあろうかと思うが、引き続きの対話の中で、そういった観点についても御検討いただけるとよいかと思う」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

以上